

平成29年3月2日(木曜日) 第 2874 号

峆 癷 行

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

頁 ○指定居宅サービス事業者の指定………(長寿介護課) 1 ○指定居宅介護支援事業者の指定…………(") 1 ○指定介護予防サービス事業者の指定………(// //)2 ○指定居宅サービス事業の廃止………(○指定居宅介護支援事業の廃止…………(″)2 ○指定介護療養型医療施設の指定の辞退………(″) 2 ○指定介護予防サービス事業の廃止………(// //)3 ○有害興行の指定…………(こども家庭課) 3 ○宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する 指導要綱の一部を改正する告示……(循環社会推進課) 3 ○森林病害虫等防除法に基づく駆除命令(薬剤防 除) ………(自然環境課) 4 ○林業用種苗生産事業者の登録············(森林経営課) 4 ! ○検定合格者審査の実施について······················12

 ○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の 指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…(") ○土砂災害警戒区域の指定(砂防課) ○土砂災害特別警戒区域の指定(") ○平成29年度における特定調達契約に係る競争入 札参加資格(物品管理調達課) 公告 ○技能検定の実施(雇用労働政策課) ○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施(") 		〇農業振興地域の指定の一部変更	(農村計画課)	4
指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…(-	○道路の供用の開始	(道路保全課)	4
 ○土砂災害警戒区域の指定・・・・・・(砂防課) ○土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の		
 ○土砂災害特別警戒区域の指定・・・・・・(″) ○平成29年度における特定調達契約に係る競争入 札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…	(")	5
 ○平成29年度における特定調達契約に係る競争入 札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	5
札参加資格・・・・・・ (物品管理調達課)		○土砂災害特別警戒区域の指定	(")	6
公 告 ○技能検定の実施・・・・・・(雇用労働政策課) ○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施・・・・・(-	○平成29年度における特定調達契約に係る競争入		
○技能検定の実施・・・・・・・・・(雇用労働政策課) ○技能検定(基礎 1 級及び基礎 2 級)の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	札参加資格	(物品管理調達課)	6
○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施・・・・・(")○技能検定(随時実施3級)の実施・・・・・・(")○県営土地改良事業の工事の完了・・・・・・・・・・・(農村整備課)○入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		公 告		
○技能検定(随時実施3級)の実施(//): ○県営土地改良事業の工事の完了(農村整備課) ○入札公告	1	○技能検定の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(雇用労働政策課)	7
○県営土地改良事業の工事の完了······(農村整備課) ○入札公告·····		○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施	$(\hspace{0.4cm} {\prime \prime} \hspace{0.4cm})$	9
○入札公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		○技能検定(随時実施3級)の実施	(")	10
	1	○県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	11
公安委員会公告	1	○入札公告·····		·11
		公安委員会公告		

宮崎県告示第 139号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	指定居宅サービス 事 業 所		指定居宅サービス 事業者		指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570601338	ヘルパーステーション あやめ	宮崎県日向市財光 寺1255番地	合同会社天照	宮崎県日向市日知 屋55番地26	平成29年1月1日	訪問介護

宮崎県告示第 140号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定に より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介険	護事	保業	指 定事	居宅		支 援 所	指 事		介 護 支 援	指 定	サービスの)
所	番	号	名	称	所	在 地	名	称	主たる事務 所の所在地	年月日	種	1
45704	0133	3	居宅介護支 所 結び	泛援事業	西一丁	日南市吾田 目 3 番24 マンション	株式会社	ひなこ	宮崎県日南市飫肥 六丁目7番51号	平成29年1月5日	居宅介護支援	33

平成 29 年 3 月 2 日 (木曜日) 第 2874 号 宮崎県公報

		戸高 102号			
4571800574	合同会社みやび ケアサポートなみ き	宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田1066番 地27	 宮崎県西諸県郡高 原町蒲牟田1066番 地27	平成29年1月23日	居宅介護支援

宮崎県告示第 141号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	* /- //	護予防ス事業所	10 /0 /1	護 予 防 ス 事 業 者	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	 名 称 	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570601338	ヘルパーステーション あやめ	宮崎県日向市財光 寺1255番地	合同会社天照	宮崎県日向市日知 屋55番地26	平成29年1月1日	介護予防訪問介 護

宮崎県告示第 142号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定 居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業		サービス 業 所	指定居宅	サービス 業 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類
4510212311	豊栄クリニック	宮崎県都城市下長 飯町1609	医療法人豊栄会	宮崎県都城市栄町 22-5-1	平成29年1月15日	短期入所療養介 護

宮崎県告示第 143号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定 居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	70 70 0	介護支援	指 定 居 宅	介 護 支 援 業 者	廃止	サービスの
所 番 号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570400731	よつば居宅介護支 援事業所	宮崎県日南市平野 1512番地 3	株式会社リリーフ	宮崎県日南市平野 1512番地 3	平成29年1月12日	居宅介護支援

宮崎県告示第 144号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次 の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	指定介護療養型医療施設		開調	设 者	辞退	サービスの
所 番 号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4510212311	豊栄クリニック	宮崎県都城市下長 飯町1609	医療法人豊栄会	宮崎県都城市栄町 22-5-1	平成29年1月15日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 145号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により 、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指定介護予防サービス事業所		指 定 介 護 予 防 サービス 事 業 者		廃 止	サービスの
険 事 業 所 番 号	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570203861	通所介護事業所ふ くふく	宮崎県都城市大岩 田町5320番地	株式会社笑楽福祉 会	宮崎県都城市梅北 町4417番地 2	平成29年1月10日	介護予防通所介 護
4510212311	豊栄クリニック	宮崎県都城市下長 飯町1609	医療法人豊栄会	宮崎県都城市栄町 22-5-1	平成29年1月15日	介護予防短期入 所療養介護

宮崎県告示第 146号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日		
28年-53	映画	ぐしょ濡れ女神は今日もイク!	山内組 <オーピー映画>	平成29年 2 月20日		
28年-54	映画	結婚前夜 やさしく挿れて	荒木組 <オーピー映画>	月20日		
28年-55	映画	来訪者X 痴女遊戲	国沢組 <オーピー映画>			
28年-56	映画	野獣の性欲Ⅱ 淫らに美しく	廣田組 <新東宝映画>			
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。					

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。 平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 147号

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱(平成4年宮崎県告示第1083号の2)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第4号(第12条関係)	様式第 4 号(第12条関係)
[略]	[略]

[略]		
搬入を行った	<u>種 類</u>	数量
産業廃棄物の 種類及び数量		_t /年
住放入〇奴重		<u>t /年</u>
※数量は t に		<u>t/年</u>
換算すること		<u>t/年</u>
0	合 計	<u>t /年</u>

_	· · ·		
	[略]		Ī
	搬入を行った	種 類 <u>数 量(t/年)</u>	
		種 類 <u>承認量</u> <u>実績量</u>	
	産業廃棄物の		1
	種類及び数量		1
			ł
	※数量は t に		-
	換算すること		
	10,77 9 0 0 0		
	0	合 計	

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱別記様式第4号の用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第 148号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病害虫等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森 林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向 市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富 町、東臼杵郡門川町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成29年5月8日から平成29年6月30日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、 次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録	生産事業者の氏名	生産	事業の内容	事業所の名称
番号	又は名称及び住所	種穂	苗木	及び所在地
1333	高野 晋治 宮崎市田野町甲37 46番地1	採取	幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	髙野 晋治 宮崎市田野町甲37 46番地1
1334	ひむかの森林事業 協同組合 延岡市中島町4丁 目53番地4	採取	幼苗の育 成	ひむかの森林事業 協同組合 延岡市中島町4丁 目53番地4

宮崎県告示第 150号

昭和45年宮崎県告示第1619号の2で指定した児湯郡川南町の区域 に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画 課及び児湯農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 151号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月2日から平成29年3月16日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 149号

路線番号	道距種	各の類	路線名	区	間	供用開始の期日
214	県道	道	上祝子 綱の瀬 線	町崎 7 91番 か 町	市北方 峰字未 4 5 地 元 同 市 同 字 3 まで	平成29年3月2日

宮崎県告示第 152号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道 219号	西都市中妻 1 丁目 1 番地先から同市大字黒生 野字水洗1798番まで
国道 327号	日向市高砂町 225番 2 地先から同市東郷町山 陰字中ノ原乙 961番 4 地先まで
国道 388号	延岡市川島町1258番1地先から同市大門町 3 04番1地先まで
県道宮崎インタ ー佐土原線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2619番 4 地先から同市同町下田島字天神中須7605番地先まで
県道高岡郡司分線	宮崎市高岡町下倉永字荒瀬 157番 1 地先から 同市清武町正手 3 丁目22番 3 地先まで
県道稲葉崎平原線	延岡市中川原町4丁目5225番1地先から同市 祇園町2丁目1番2地先まで
県道稲葉崎平原線	延岡市共栄町1番1地先から同市平原町5丁目1505番5地先まで
県道南俣宮崎線	東諸県郡国富町大字田尻字浮島2238番52地先 から宮崎市大字小松字受別府 214番 1 地先ま で
県道石河内高城 高鍋線	児湯郡木城町大字高城字町 540番 1 地先から 同郡高鍋町大字北高鍋字天神鶴4622番 1 地先 まで

県道細島港線	日向市新生町1丁目 113番地先から同市大字 日知屋字古田町61番1地先まで
県道都農綾線	児湯郡木城町大字高城字町1227番 1 地先から 同郡同町大字川原字本村 747番地先まで
県道浦城東海線	延岡市川島町 834番30地先から同市同町1415 番1地先まで
県道木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字島ノ下1860番46から 同郡同町同大字字家床前2568番 1 地先まで
県道下北方古墳 線	宮崎市矢の先町 150番1地先から同市同町2 番2地先まで

2 指定する期日平成29年4月1日

3 通行方法

1に掲げる道路を通行する高さが 3.8メートルを超え 4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の 危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メ ートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メート ル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有 する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇 所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとす ス

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	区	名	土砂災害警戒区域 の渓流番号又は 箇 所 番 号	原因となる自然	
西都市	小	森	谷	07 - 208 - 1 - 002	土 石 流	
	長	藪	谷	07 - 208 - 1 - 018	土 石 流	

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

なお、申請書類(申請書及びそれに添付する書類をいう。以 下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出る こと。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎県宮崎 市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985 (26)7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」 の画面からダウンロード可能

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通 貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものに は、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

- 5 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 有効期間

資格を取得した日から平成29年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月1日から平成29年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。 別表

業種	営 業 種 目	種目
物品に関する業	文具・事務機類	紙・文具
種		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器

下 片 内 | 07-208-2-031 | 土 石 流 中 II - 1 - 5944急傾斜地の崩壊 猪 II - 1 - 5947急傾斜地の崩壊 樅木 - 2 II - 1 - 5992急傾斜地の崩壊 樅木 − 2 − Ⅱ-1-5992-新① 急傾斜地の崩壊 新① 樅木-2-急傾斜地の崩壊 II - 1 - 5992 - 新②新②

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地	区	名	土砂災害特別警戒 区域の渓流番号 又は箇所番号	原因	災害の となる 象 の 種	自然
西都市	長	藪	谷	07 - 208 - 1 - 018	土	石	流
	下	片	内	07 - 208 - 2 - 031	土	石	流
	中		入	II - 1 - 5944	急傾	斜地の	崩壊
	猪		原	II - 1 - 5947	急傾	斜地の	崩壊
	樅木 - 2		2	II - 1 - 5992	急傾斜地の崩壊		崩壊
	樅才 新①	k – 2	2 –	Ⅱ - 1 - 5992 - 新①	急傾	斜地の	崩壊
	樅才 新②	k – 2	2 –	Ⅱ - 1 - 5992 - 新②	急傾	斜地の	崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及 び西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 155号

平成29年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

	宮	崎	県	公	幸
	印章	Î.			Τ
一般機械器具類	家電	製品			
	電気	機器			7
	通信	機器			
	厨房	機器			7
	防災	保安機	送 器		1
	工作	機器			\dashv
	その	他			1
医療・理化学機	医療	機器			7
器類		二学機器	<u>.</u>		1
		機器	-		\dashv
		福祉機	 後器		\dashv
農林水産・土木		水産業			\dashv
機器類		十木模			\dashv
材料類	十.建	用資材	†		\dashv
1311/25	標譜		-		\dashv
	塗彩				\dashv
	諸村				\exists
車両・船舶・航		 j販売・	整備		+
空機類		販売・			\dashv
			 E • 整備	±	\dashv
		ク・É		ı,	+
 印刷類		 泛活版	174-		+
1-1-1/1/2	軽印				\dashv
		- ム日	1届1		+
		:印刷			+
	青写				+
			マイク	, 口写真	Į.
薬品類	医薬				
, skindsky	-	薬品			\dashv
		二業薬	5品		\dashv
燃料類	_	製品			\dashv
		ガス			+
家具・木工類		<u>-</u> 【・木コ	-		\dashv
	室内	装飾・	畳		+
寝具・被服類	寝具				+
	被服	· · 装備	調品		\dashv
		j • 警察			\dashv
	靴•	鞄			_
百貨・日用品類	百貨	i Î			1
	記念	品・美			7
					7
	時計	· 貴金	·属		1
		· ス・降			1
	楽器	i F			1
	スポ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1品		7
			7 • 雜貨	î	_
	食品				\dashv
	看板				\dashv
		<u></u> 染物			\dashv
その他		・ト・テ	・ント		\dashv
					\dashv
	書籍				\dashv
		·]買受			\dashv
I					

		その他
サービス(役務	賃貸業務	電算機器
の提供)に関す		事務機器
る業種		その他
	広告•宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理(システム開発
		を含む。)
		データエントリー
		その他
	その他	クリーニング
		運送
		廃棄物処理
		調査・研究・検査
		その他

公

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定 により、平成29年度技能検定試験(前期)を次のとおり実施する。 平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機 械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、 数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、放電加工(ワイ ヤ放電加工作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築 板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上 げ作業、機械組立仕上げ作業)、電子機器組立て(電子機器組 立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、 建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子 供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業) 、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル 張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム 系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シー リング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボー ド仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッ シ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾 作業)

(2) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)、とび(とび作業)

(3) 単一等級

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカー工事作業)

2 宝施等級等

1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、1のと おりとする。)

- 3 技能検定試験の実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
 - ア 実施期日

実技試験は、平成29年6月5日(月曜日)から平成29年9 月10日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を 受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

ェ 問題の公表

実技試験問題は、平成29年5月29日(月曜日)以降に、あ らかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種に ついては、問題の全部又は一部を公表しない。

- (2) 学科試験
 - ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、 機械加工(普通旋盤作業、数値制 御旋盤作業、フライス盤作業、平 面研削盤作業)、広告美術仕上け (広告面粘着シート仕上げ作業) 、造園(造園工事作業)、機械検 査(機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)、とび(とび作業)	3級の職種が対象
造園(造園工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、	3級以外の職種
機械加工(普通旋盤作業、数値制 御旋盤作業、フライス盤作業、数 値制御フライス盤作業、平面研削 盤作業)、鉄工(製缶作業、構造	(日曜日) 3級以外の職種

物鉄工作業)、建設機械整備(建 設機械整備作業)、内装仕上げ施 工(プラスチック系床仕上げ工事 作業、鋼製下地工事作業、ボード 仕上げ工事作業)、電子機器組立 て(電子機器組立て作業)、婦人 子供服製造(婦人子供注文服製作 作業)、家具製作(家具手加工作 業)、建具製作(木製建具手加工 作業)、左官(左官作業)、畳製 作(畳製作作業)、広告美術仕上 げ(広告面粘着シート仕上げ作業

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、 放電加工(ワイヤ放電加工作業) 、仕上げ(金型仕上げ作業、機械 3級以外の職種 組立仕上げ作業)、電気機器組立 て(配電盤・制御盤組立て作業) 、タイル張り (タイル張り作業) 、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業、壁装作業) 、建築板金(内外装板金作業、ダ クト板金作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事 作業)、フラワー装飾(フラワー 装飾作業)

平成29年9月3日 (日曜日)

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、そ の資格を証する書面
- (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成29年4月3日(月曜日)から平成29年4月14日(金曜日)まで

- (4) 受検申請に関する注意事項
 - ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用 労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協 会で交付する。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段 とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きす ること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証 する書面を同封すること。申請書を郵送する場合は、受付期 間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額(17,900円。ただし、高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受験する場合は11,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る 手数料の納付は要しない。
- (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 6 合格の発表等
- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、 宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成29年8月 25日(金曜日)、その他については、平成29年9月29日(金曜日)に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働 政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階) 電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成29年度技能検定試験(基礎1級及び基礎2級)を次のとおり実施する。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井、鍛造、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、プラスチック成形、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装

2 実施等級等

技能検定は、1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2 級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

- 3 技能検定試験の実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3 月31日(土曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

ェ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3 月31日(土曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

全職種 3,100円

- 4 受検申請の手続
- (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3月31日(土曜日)まで

- (4) 受検申請に関する注意事項
 - ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に 「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。
 - イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段 とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きす ること。
- 5 手数料の納付方法
- (1) 実技試験の手数料の額 (17,900円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る 手数料の納付は要しない。
- (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 6 合格の発表等
- (1) 実技試験又は学科試験の合否通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。

なお、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定 により、平成29年度技能検定試験(随時実施3級)を次のとおり実 施する。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(ハンマ型鍛造 作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御 旋盤作業、フライス盤作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板 金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ(金型仕上げ作 業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカ スト(ホットチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子 機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、ニッ ト製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服 縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝 具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製 作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、 射出成形作業、インフレーション成形作業)、ハム・ソーセージ ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築 大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業) 、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送 工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ 施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ 工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁 施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼 橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は3級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施3級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種の 基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎1級又は基礎2級技能検定に合格した者は、前期及び後期における3級技能検定は受検できないこととする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験 ア 実施期日

実技試験は、平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3 月31日(土曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

全職種 17,900円

ェ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3 月31日(土曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協 会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途 通知する。

ゥ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成29年4月1日(土曜日)から平成30年3月31日(土曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に 「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段 とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きす ること。

6 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額 (17,900円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付すること。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る 手数料の納付は要しない。
- (4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否通知 実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能 力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を

交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種 (免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎 県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に 問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。 平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地	区	名	市町村名	事 業 名	完了年月日
中		村	門川町	防災ダム事業	平成27年3月31日

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年3月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約) 平成29年度発行予定部数 2,166,000部(毎号約 361,000部× 年6回) 「県広報みやざき」8ページ、「県議会の動き」4ページでいずれもA4判・4色カラー
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成30年3月31日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、5,000部を宮崎県総合政策部秘書 広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県 が指定する場所へ発送する。
- (5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。なお、落 札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に銭未満の端 数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価 格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事 業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成29年宮崎県告示第 155号に規定する資格を有する者で 、営業種目が印刷類で種目が平板活版のものであること。

- イ 平成27年度及び平成28年度に4色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
- ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8日以内に5,000部、10日以内に残りの部数の印刷(こん包、仕分け及び配送を含む。)が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。
- エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で 配置できる者であること。
- オ 連絡を受けてからおおむね 2 時間以内に、デザイナー又は 制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮 崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であ ること。
- カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即 時対応できる者であること。
- キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者 は当該入札に参加することはできない。
- ク 入札説明会に参加した者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類(以下「証明書」という。)を平成29年4月6日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは 、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るため の申請の方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理 局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成29年3月2日から平成29年3月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは 、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 平成29年3月2日から平成29年4月13日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 平成29年3月2日から平成29年4月13日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで
- 6 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成29年3月15日午後2時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

- (2) 提出期限 平成29年4月13日午後2時(送付にあっては、平成29年4月12日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階会計管理局物品管理調達課入札室
- (2) 日時 平成29年4月13日午後2時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則 第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に 求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務 規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札 を行ったものを落札者とする。

- 12 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場 合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成29年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
 - (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be required:Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki",and "Kengikainougoki", estimated number of copies to be published:2,166,000 (361,000copies×6times a year)
 - (2) Time limit for tender:2:00p.m.13 April,2017
 - (3) Inquiries:Article Management and Procurement Section. Accounting Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefecture2-10-1 Tachibana-dori Higashi,Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7208

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第1号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する、旧法第11条の2の規定による検定合格者(以下「旧検定合格者」という。)に対する審査(学科試験及び実技試験を受検する者に限る。以下「審査」という。)を次のとおり実施する。平成29年3月2日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

- 1 審査の種別及び級並びに資格
- (1) 空港保安警備業務に係る1級の審査

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規 則第20号。以下「検定規則」という。) 附則第3条の規定によ る廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第1項に規定する空港保安警備に係る1級の検定に合格した者

(2) 空港保安警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する空港保安警備に係る2級の検 定に合格した者

- (3) 施設警備業務に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る1級の検定に 合格した者
- (4) 施設警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する常駐警備に係る2級の検定に 合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る1級の検 定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する交通誘導警備に係る2級の検 定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 1級の検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する核燃料物質等運搬警備に係る 2級の検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備に係る1級の審査 旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る1級の 検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る2級の審査 旧規則第1条第1項に規定する貴重品運搬警備に係る2級の 検定に合格した者
- 2 審査の対象者

旧検定合格者のうち、次に掲げる者以外の者

- (1) 検定規則施行日(平成17年11月21日)に、現に、当該旧検定 に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事し ていた期間が継続して1年以上であったもの
- (2) 検定規則施行日に、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る 指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従 事していた期間が継続して1年以上であったもの
- 3 審査の日時

区	分	審 査 日 時	
審	査	平成29年6月2日(金)午前9時30分から	

- ※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませる こと。
- 4 審査の場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1 宮崎県建設技術センター

- 5 審査の実施要領
- (1) 審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者にのみ実技試験を実施する。

学科試験は、5枝択一式の筆記試験により行う。

- (2) 1級の審査の科目及び内容
 - ア 学科試験
 - (ア) 科目

- 警備業務に関する基本的な事項
- 法令に関すること。
- 警備業務の実施に関すること。
- 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数 10問
- イ 実技試験
- (ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施

- (3) 2級の審査の科目及び内容
 - ア 学科試験
 - (ア) 科目
 - 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (イ) 問題数 10問
 - イ 実技試験
 - (ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

- 6 審査申請書の提出方法
- (1) 提出先

住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等

(2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間		
審 査	平成29年4月10日(月)から4月21日(金)まで		
	(土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午		
	後5時までの間		

(3) 提出方法

提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。

- 7 提出書類
- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し1枚
- (3) 写真1葉(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- (4) 次のいずれかの書面(宮崎県公安委員会以外の公安委員会発 行の旧検定合格証の所持者に限る。)
 - 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面
- 8 審査手数料

4,700円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。

審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

- 9 受検票の交付 受検票は審査当日、審査会場において交付する。
- 10 その他
- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境 課警備業係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

平成 29 年 3 月 2 日(木曜日) 第 2874 号	宮 崎 県 公 報